

兵庫県告示第1196号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

加古川市

2 事業の種類

市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県加古川市神野町神野字本畑、字北山、字池ノ尻及び字茨谷地内

(2) 使用の部分

兵庫県加古川市神野町神野字本畑、字北山、字池ノ尻及び字茨谷地内

4 事業の認定をした理由

市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

市道西之山加古線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定に基づき加古川市が市道に認定した路線であり、同法第16条の規定に基づき加古川市が道路管理者となることなどから、起業者である加古川市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、大都市のベッドタウンとして住宅開発が進められ、急激な人口増加を見るに至った加古川市中北部地域に位置し、同市神野町内の主要な集落や公共施設並びに地域の主要幹線道路と連絡し、物流や地域住民の通勤・通学をはじめ住民の日常生活に必要な道路である。加えて、平成21年10月に本路線を連結路とする東播磨南北道路の県立加古川医療センターランプの供用が開始され、平成21年11月には本路線に接続する市道新県立病院前線の沿線に東・北播磨地域医療の拠点病院として県立加古川医療センターが開設されたことから、新たに外来患者等の通院及び緊急搬送の車両交通が加わることとなり、更なる交通混雑の増大が見込まれている。

しかしながら、本路線の加古川市神野町神野字本畑地内の市道新県立病院前線との接続部から同市神野町神野字茨谷地内までの区間の現道（以下「現道」という。）は、最小車道部（車道＋路肩）幅員が5.5mと狭小な1車線道路であり、現道区間延長約595mのうち87.7%にあたる約522mが、道路構造令（昭和45年政令第320号）が規定する2車線道路の車道部幅員7.5mを満たしておらず、相互交通に支障をきたしている。

また、現道は沿線に住家や事業所等が立地し、小中学校や公民館等の地域のコミュニティを連絡する道路であるにもかかわらず、歩道等が設置されておらず、通勤通学をはじめ歩行者等は狭小な路肩を通行せざるを得ず、危険な状況にさらされている。加えて、東播磨南北道路の県立加古川医療センターランプの供用開始及び県立加古川医療センターの開設により、交通混雑の増大から重大事故の発生が危惧されている。

本件事業の完成により、市道新県立病院前線と東播磨南北道路県立加古川医療センターランプ間を、歩道等を備えた2車線道路で連絡することとなり、加古川市北部地域における東西方向の生活幹線道路としての機能回復が図られ、安全かつ円滑な交通を確保することができる。また、東播磨南北道路を介して加古川中心市街地と連絡することで、県道平荘大久保線及び県道八幡別府線が担っている幹線交通を本路線が分担し、交通混雑の軽減を可能にし、更に、東・北播磨地域の救命救急医療の拠点である県

立加古川医療センターにおける救急搬送時の医療活動を支援するなど、地域の活性化及び発展につながるものである。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物等については、本事業の施行によりその生育・生息環境に及ぼされる環境影響の程度は極めて小さいか、影響がないと判断される。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に本発掘調査を行い、記録保存の措置を講じていることから、本事業による影響は軽微であると考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：地域住民の土地利用及び生活基盤への影響が小さいこと、(2)技術的条件：施工性、線形が優れていること、(3)経済的条件：費用（工事費、用地費等）について経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現道は道路構造令が規定する2車線道路の車道部幅員7.5mを十分に満たしておらず、相互交通に支障をきたしているとともに、歩道等も設置されていないことから、歩行者等の安全な通行も確保されていない。加えて、東播磨南北道路の県立加古川医療センターランプの供用開始及び県立加古川医療センターの開設により、交通混雑の増大から重大事故の発生が危惧されており、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、加古川市を含む周辺の自治体で構成される東播磨海広域行政協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別について合理的であると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

加古川市役所道路建設課